



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL・FAX 052-883-6966 mail ZAP03421@nifty.ne.jp

URL <http://member.nifty.ne.jp/aichihatarakumono/>

第13期総会を開催

8月30日、午後1時30分から、労働会館本館2階会議室で愛知センター第13期総会が開かれました。出席者は60名を超え、熱気あふれる総会となり、全議案が承認されました。



開会に先立ち、田渕理事長代行が、次のように開会挨拶をされました。

「年間3万人以上の自殺者がでており、『心の病』に罹患する人も、確実に増えている。もう少しもう少しと思っているうちに、健康を害してしまうケースが増えている。これを防ぐためには、健康のために、職場に働くルールを確立してほしい。憲法、労働基準法、労働安全衛生法が、なし崩しになってしまっている。是非大いに学んで、間違っていると声を出して欲しい。コークスガスタンク火災は、職場の安全性を厳しく問う必要があるし、細かくチェックする必要がある。この総会が、健康で働くことができる職場にするための一助になればと思います。」

来賓として、見崎愛労連議長が挨拶、全国センターの辻村理事長と国民救援会愛知県本部からメッセージを頂きました。

過労死・労災認定を闘う方々の紹介では、愛する息子さんを過労死で失ったご遺族二組の方が、労災認定に向けての闘いの進捗状況、会社の冷たい対応、苦しい胸の内を話され、参加者に、認定に向けての支援・協力を訴えました。また、団体生命保険裁判原告・近藤弘子さん、住軽金強制出向裁判原告・鈴木明男さんも、現在の状況、勝利まで闘う決意を述べ、会場からは、温かい、大きな拍手が送られました。

センターでは、労災認定闘争の状況について、ニュースでお知らせいたします。今後とも皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

総会は定刻通り終了し、懇親会に入りました。懇親会は、20名を超える参加で、大家進行役の音頭により、「叶」において開かれ、交流を深めました。

記念講演

「20世紀後半、私の経験から考えたこと、21世紀への期待」

名古屋大学名誉教授 山田 信也

はじめに

予防の医者を志し、1949年名大に。働く人々の住宅地域での調査に参加し、港セツルメント（住み込み研究）以降、愛知民医連の設立に協力。

1956年 医師に。職業病の研究。

1962年 大学病院で労働衛生相談室を開設（全国で注目）。以降、相談室で得た教訓「働く人の声を聞く。現場に生かし、学問に活かし、行政に反映させる」をモットーにして今日に至る。

1972年 総評・中立労連の「日本労働者安全センター」の結成に参加。「愛労評・愛知県労働者安全センター」設立に協力。

1990年 愛労評解散に伴い、上記安全センターも解散。

1990年代 働くものの、いのちと健康を守るための愛知センター、全国センターの設立に協力。

1994年 大学定年。全国センターの発足を区切りに現役引退。

自分が経験してきたことは、20世紀の後半にあたり、人類社会の新しい流れが育った時代であり、愛知や全国で、私たちが経験してきたことは、その流れの中にあった。



【Ⅰ】最初に出会った文献、週30時間労働の意義と明日への志向

1957年スウェーデンの論文。その論文の内容は、「将来は週30時間労働になるだろう。男性も女性も家庭を育て、社会活動をするための条件は週30時間労働でなければならない。」というもので、新鮮であった。

【Ⅱ】労働衛生相談室開設(1962年)と、いろいろな経験

相談には日本社会の転換期の事情が反映されていた。それは、過重な労働の影響の拡大と在職死亡の増加、産業構造・産業技術の大転換と労働実態の激変の影響。特にコンピューターによる労働と生産システムの制御により、医学と医療が大きく変わった。さらに化学物質があらゆる生産工程の中に入ってきた。環境公害問題が出てきた。そして、手持ち動力工具利用により、1960年代には、白ろう病が職業病となった。また、女性労働の問題点が浮き彫りになり、男性の労働と全く同じで、しかも家庭を支えている。女性労働の位置づけは大きく変わった。

【Ⅲ】白ろう病（振動障害）の取り組みから

1960年代後半、国際的に同時進行した振動障害に白ろう病がある。木を切る労働者の手がしびれて真っ白になる病気で、世界中で発病した。

日本での労働者と専門家との協議、医学・工学の専門家集団のチームワーク、行政を動かし、新しい労働規制を・障害補償の国際モデルを創り出した。特に医学・工学

の専門家集団は、日本で一番成功した例の一つと思っている。

さらに、国際的な交流の経験と教訓を得て、振動障害対策には、それぞれの国の特徴がある。

イタリアでは世界最初の取り組みとして、労働を医学の対象とした。職業病クリニックの伝統があり、ルネサンスを通して人間を大切にという考えがあったから。

チェッコ・南ボヘミヤで育った職業病予防リハビリセンターは、3階建ての建物で、一か月間滞在させるシステム。1階はリハビリセンター、2階は講義室でチェーンソーの身体に対する弱点の映画を見せ、どのような切り方をすると身体に対する負担が少ないかを学ぶ。3階は宿舎。労働者の積立金でこのようなセンターを作った。

英国では、振動障害の医療保障を求め、治療を受けさせろという大裁判（6万人）がおこった。

EU諸国では、振動障害にたいする遅れを取り戻そうと、一つの大きな基準を作り、その基準を各国が遵守するよう取り組んだ。

このように、振動障害白ろう病に対する取り組みが、世界各地でさまざまな形で始まった。

〔Ⅳ〕労働者の健康保障で見るいくつかの事例の紹介、人類史における国際的な相互影響

労働基準法、労働安全衛生法が各国に制定されたが、アメリカは、取り組みが遅く1970年代までにやっと制定された。そして英国では、労働組合選出監督官が登場し、英国から世界へ広がり、100年経て、日本へ。特に三井三池炭坑事故を機に、労災防止指導員制度が作られた。

ヨーロッパでは、人間本意を掲げたボルボの自動車製造システムが誕生した。さらにフォルクスワーゲンの従業員協議会は、トヨタと競うため深夜勤体制を導入した。しかしこの体制の導入と引き換えに、労働安全衛生の立場、そして失業対策にもなることから、週4日、一日6時間労働という労働日数削減要求を掲げた。しかし、時短については、フランスに先を越されてしまった。

〔Ⅴ〕労働者保護から労働者の人権保障への新しい流れ、

－ILO、WHO、ISOの戦略転換と日本を考える

1. いろいろな国を訪れ、そこで、働く人たちの健康や安全を守るために凝らされている創意工夫の数々を知るとき、そこには、それぞれの国や社会の考え方や習慣、制度の特徴が反映しているとともに、それらが、20世紀の人類社会の大きな流れを育てる貴重な取り組み・成果であることを、愛知や日本の多くの事例で同じように感じ取ることができる。
2. 労働者のいのちと健康を守る取り組みを、労働者保健としてまとめ、その分野についてみると、新しい流れは、1960年代以降の労働時間短縮と男女平等、看護職員条約、家族責任条約にいたるILO（国際労働機構）の発展、1970年代以降のWHO（国際保健機構）とILOによる「人間らしい労働の計画」、「労働が関連する疾病」、「公衆衛生学の視点から見た労働衛生」へとつながる流れがある。そして、21世紀を前にしたILOの「働きがい、生きがいのある労働」の提唱に続いている。また、20世紀初頭、品質の管理の世界的な基準確立という通商上の目的で出発したISO（国際標準化機構）が、20世紀後半の安全衛生管理の基準の確立にまでその

領域を広め、さらに21世紀初頭には、環境破壊や、災害・職業病の発生を食い止めることへの貢献を、企業の社会的評価の重要な指標にするという考え方を打ち出したことは、WHO、ILOの考え方の展開と並ぶ画期的な変化だと、私は考えている。

3. 私は、こうした流れの中には、「働く人々を雇用主や企業の支配下にある労働者」として捉えるだけではなく、もっと積極的に、「家族とともに、働く隣人達とともに、地域社会の中で、国の中で、世界の中で、生きる人間としてとらえる」という考え方が育ち、一方、「雇用主は、それらの人々とそれらの人々によって構成される社会によって支えられているのであり、個々人はもちろん、そうした社会に応える責任を果たす義務がある。」という考え方が育っていると考えている。

おわりに

1. 愛知での取り組みを振り返ってみると、それらは、20世紀の後半を通じた国際的な時代の流れを反映したものであったことがわかる。そこには、時代を先取りしようとした意識的な部分もあれば、時代の流れの中で影響されていった部分もあります。愛知の取り組みは、そうした流れの中に生き残っている、ということができると感じる。

2. 戦後の愛知の働く人々の命と健康を守る取り組みは、幅広い分野で、豊かな歴史を持っており、それぞれの分野に、中心になってきた活動や、その担い手の組織が存在している。愛知健康センターは、その元気印の一つで、愛知での教訓はもちろん、全国的な取り組みの成果からも学び、地元の諸分野の専門家との協働も活発で、また、国際的な交流の経験もいくつか積み重ね、全国的に見てもユニークなセンターだと思う。

3. この数年、そうした蓄積を受け継ぎながら、21世紀をめざす試みが始まっている。もともと、愛知センターの活動には、旧来型の労働運動からの新しい展開を求めたNPO的なスタイルがあった。地方の特徴を生かしたセンターづくり、地域を基礎にした新しい活動のスタイルづくり、組合の有る無しに関わらず、職場の一人一人の創意工夫を土台にした活動を計画する工夫、そのほかいろいろである。その基礎には、職場に人権を確立する、広く社会の人権を守る活動に連帯する、という発想がある。それは、国際的なつながりかたにも現れた。

4. そして、いま愛知では、NPO組織の立ち上げが始まった。愛知の貴重な取組みである過労死問題では、トヨタ過労自殺問題での画期的な成果が得られた。これをNPOの観点で見てみると、今日の人権思想を基礎にした時代の中に、この成果を生かしていくことの意義が浮かび上がってくる。

これからの愛知の取組を、こうした国際的な流れの中に位置づけ、21世紀の展開をめざしてほしいと考えている。

私がこの50年間に経験したことは生きています。この愛知センターが、いろいろなところとつながって、新たな歴史を作っていくしてほしいと思います。職場の経験をいろいろ交流し、一人一人の組合員が立ち上がっていくときに大きな力になり、自分たちの具体的な取組が、必ず大きな力になります。愛知センターの発展を願っています。

豊田労基署へ、内野事件、杉山事件の 早期認定を求める要請

8月8日午後、豊田労基署に労災認定申請している二つの事件（内野事案、杉山事案）について、迅速な認定を求める要請行動を行いました。健康センターからは、宮崎、鈴木美、鈴木利の三名、現地で、内野さん、内野事件を支援するトヨタ労働者二名が合流し、合計六名で要請を行いました。豊田労基署は、内野事件の担当調査官二名が応対しました。

センターで準備した要請書『「トヨタ過労自殺事件」の名古屋高裁判決の視点で内野事件と杉山事件を見直すように要請する』を準備しての要請でした。

始めに、宮崎事務局長から、要請書の内容に沿って要請を行いました。

- ①名古屋高裁トヨタ過労自殺事件の判決は、「平均的な労働者」に幅があるから、一人一人のおかれている事情や労働の実態に沿って見るのが重要と指摘している。この視点に立って、内野事件、杉山事件についても丁寧に見直しが必要なこと。
 - ②労災制度は労働者の救済を目的に作られたものであるにもかかわらず、トヨタ過労自殺事件の労災認定には15年も費やされており、労働基準局の間違った判断のために、遺族救済が遅れたこと、その上、支給金には、利子もつかないこと、等々労働者の救済の視点をしっかり持ってほしいこと。
 - ③内野事件については、被災前一ヶ月の時間外勤務は100時間を超えており、認定基準に充分当てはまること。また、被災者の仕事の流れを総合的に捉えて判断すれば、当然労災に該当する事案であること。
 - ④杉山事件については、一つの薬局に一人の薬剤師しか配置されず、そのため労働時間も増え過労になり、これが原因で、大学を出たばかりのスポーツマン薬剤師の体重が10kgも痩せたこと。しかも、会社は遺族の遺品返還要求に誠実に応えていないばかりか、被災者の労働実態を明らかにしないこと（職員には箝口令まで出している）。以上の点を指摘し、労基署の権限で厳密な調査を行ってほしいこと。
 - ⑤過労死事件は、労災認定のための重要なデーターは、ほとんど会社が所持しているので、証明のために、遺族は想像しがたい苦労、労力をはらっており、闘いは、始めから遺族に大きなハンディがあること。この点を考慮して、公平な労働者救済機関としての役割をしっかり果たしてほしいこと。
 - ⑥可能な限り早く、「労災としての認定」を出して欲しいこと。
- 以上の点を強く要請しました。

また、トヨタ労働者2名の方からは、内野事件について、「被災一ヶ月前の時間外労働が、114時間になり、認定基準に該当していること、死因についての病名も不整脈以外には考えられず、病名も認定基準に該当していること、従って認定基準を充分満たしているので、早期認定を」と強く要請しました。

さらに、要請に同行した鈴木美穂さん（ぜん息過労死認定裁判の原告）からは、「以前、私が労基署に労災申請したときは、労基署は、私が出した資料は全て会社側に見せているにも関わらず、会社側の資料は、被災者には一切見せないと言う不平等な対応をしていた。話を聞いていて、労基署は変わったと思った。労基署は会社ではなく、せめて平等であってほしい。労基署へ足を運ぶこと自体大変だったことを

体験している。公平であってほしい。そして遺族救済の意味で早期に結論を出して欲しい。」と要請しました。

愛知健康センターでは、今後もこのような要請活動を実施していきたいと考えています。

過労死家族を励ます会を開く

8月16日、午後1時から、センター事務所において、過労死家族を励ます会が開かれました。15名のご遺族とセンターからは提案者の鈴木美穂さん、事務局から3名が出席。事務局員は、12時頃より買い出し。費用は美穂さんの基金から支出しました。



<話題になった点>

- ◆労災認定の場合、例えばパソコンに記録があるような場合、認められる時間外労働の時間が問題になる。会社の安全配慮義務違反を前面に出した方が良い場合もある。
- ◆弁護士は何でもやってくれるスーパーマンではないので、自ら動いて証拠を集めることも必要。弁護士の動きが悪い場合は、要求する必要がある。
- ◆思い出すとつらい点があるが、過労死家族の会の存在は心強かった。
- ◆「二度と過労死がでないように」と願っているにもかかわらず、会社側は、金額だけ提示してきた。お金の問題ではなく会社は謝罪をしてほしい。交通事故死では、賠償金は1億を超えているが、会社側の提示金額は余りにも少ない。
- ◆損害賠償請求の裁判で会社の責任を追及することを考えている。
- ◆労災申請したが行き詰まっている。時間外労働の時間を調べたら、グレーゾーン。同僚に聞き取りを行いたくても、家族に反対され、行動に移せない状態で辛い。
- ◆病気で勝手に亡くなったという理屈に納得がいかなかった。後1年頑張ろうという気持ちでやってきた。裁判のこと、弁護士のこと、何もわからず泣きながら弁護士事務所に電話をした記憶がある。
- ◆子どもにはきちんとしておいてやりたいという一心で裁判をやってきた。
- ◆弁護士は、テレビドラマのイメージだったが、現実とは違う。約束の時間に行ったときはきちんと話を聞いてほしい。時間は守ってほしい。
- ◆インターネットで調べ、過労死110番に電話し、はじめて弁護士を知った。弁護士事務所を訪れ1時間以上話をしたが、5000円で済み、資料をもらいパワーをもらった。
- ◆弁護士の間にも、何期ということがあり、得意分野もある。また、弁護士さんも仕事を抱えすぎる傾向がある。あまり一杯仕事を抱えないでほしい。
- ◆弁護士費用については、始めにどれくらい必要なのかをはっきり言ってほしい。
- ◆弁護士費用については、自分が思っていたより経費はかかる。裁判を闘うときには、負けたら家を売る覚悟までした。法律扶助制度があるといわれたが、結局弁護士費

用については、勝利金の中から全て支払った。手元にはそれほど残らない。

- ◆証人尋問は、弁護士から、汚い質問まで含めあらゆる質問があり、大変。しかし、医学論争になると、専門医を証人にたてる場合がある。そのような場合、専門医を頼むのは弁護士の力が大きい。
- ◆何気ない励ましの言葉に地獄で仏に出会った気持ちになった。そういう弁護士は大切にしたい。

その他、労災申請の進捗状況、過労死家族の辛い胸の内、労災認定申請を一人で闘うご遺族の苦労も話題になりました。

愛知センターとして、このような過労死遺族を支える会の費用を、センターの基金の中から支出できるシステムを作り、定期的に会を開催できる条件整備が必要と考えています。

うつ病からの職場復帰訓練について

うつ病になった教職員の職場復帰が問題になっています。教職員の休職者の過半数が、うつ病などの精神疾患によるもので、小学校から高校までうつ病は増えています。

幸い、治療の結果、主治医が職場復帰を許可した場合、校長に復帰願いを出して、審査会の審査で許可が出たときに復帰することになります。しかし、すぐに8時間、一人前の教師としての仕事に帰るには、自信がないという場合も多いようです。

小中学校教職員の場合、慣らし勤務（試験勤務）は全県で10人以上が実施されているようですが、その方法に決まった方式があるわけではなく、学校長の裁量で行われているようです。

現在、職場復帰の場合に慣らし勤務を実施しているところとして、県職員の知事部局があります。その部局には、「職場復帰訓練実施要項の運用について」という規定があり、規定には、①希望する職員に、②主治医と相談して、③家族の理解のもとに行うと定められています。

訓練の進め方として、第1段階として2時間以内の職場への顔出しを1～2日程度おこない、第2段階として3時間程度の訓練を2週間、第3段階として4～5時間程度の訓練を2週間程度、第4段階として登退庁時間の各1時間くりあげ、または繰り下げによる6時間勤務を2週間程度、第5段階として通常の8時間勤務にすすめるのが例としてあげられています。各段階とも週5日の訓練ではなく特に初期においては週2～3日の訓練としても良いとなっています。慣らし勤務（試験勤務）では、行った仕事の内容について責任を負わなくてよいとなっており、必要に応じて他の職員が内容を点検・確認することになっています。ただし、訓練中は正規の勤務でないため、休職中あるいは療養休暇中の職員に支給される給与以外はいかなる給与も支給されず、通勤費用ありません。通勤災害への補償もありません。2003年の4月1日から実施されています。いくつか問題点がありますが、具体的に試験勤務を規定したことは注目されます。

それぞれの職場でこのような試験勤務の規定をつくり、病気からの復帰が社会的に認められる制度がつけられることが必要です。

「ゆたかの綱領より 憲法・労基法が優先する」と証言

泰中地労委、鈴木・前田証人尋問から

■労働組合の選択は労働者の自由である。職場に複数の労働組合がある場合、差別してはならない

9月2日、ゆたか福祉会は、ローカルユニオンを差別したかが問われている愛知地方労働委員会（地労委）の、第5回審問を傍聴した。前回に続き鈴木峰保副理事長に、4人の弁護士が交代で質問した。

若松弁護士は、福祉会の綱領と労働法規のどちらかが優先するかを問う。労働法では、労働組合の選択の自由があり、所属労働組合によって差別してはならないことを確認する。

2002年9月20日に行われた、ゆたか労組との団交では、ローカルユニオンを選択した3名の労働者を、裏切り者、許せない行為と3時間にわたり、労使一体で糾弾している。労使ともこの行為を批判する意見は一つも出なかった。

鈴木「必ずしもそのように理解していません。」とボンボソ。

2002年9月23日、第2希望の家の職員会議で、ゆたか労組からローカルユニオンに移った看護師を「裏切り者、許せない！」と5時間余りも糾弾した。ローカルユニオンを選択したことを許さない、などは労基法、憲法違反ではないか。

鈴木「職員会議になじまない発言もあったようだ。」とボンボソ。

■鈴木峰保・前田は「辞職して責任をとる」と明言

高木弁護士の質問

「あなたは昨年辞表を出しましたね。いつ、どんな理由でしたか？」

鈴木「エート、エート・・・」（場内失笑）

高木弁護士「こんな重要なことを覚えていないのですか？！」

この後、前田常務理事へも、辞表に関する質問が出された。

前田証人はよどみなく答弁し、私は、確信犯の疑惑を強めた。次回、10月14日にこの続きをすることとなった。

■およそ福祉の事業に携わる者は、 人に対する優しさが不可欠である

ゆたか福祉会の最高幹部である、鈴木、前田両名の発言からは、人に対する謙虚さ、優しさは全く感じられなかった。責任逃れと保身、逆らう者への執拗な憎悪が、ガスのように発散されているやに思われた。

「職員への健康と人権に配慮すべし」という金丸裁判の和解条項を守らせる取組の、一層の強化を痛感した。

団体生命保険

国連人権委要請

団体生命保険、 国連人権委員会へ要請

住友軽金属団体生命保険裁判支援全国連絡会

近 森 泰 彦

住友軽金属の団体生命保険裁判2件が、最高裁第三小法廷にかかって1年4ヶ月すぎました。名古屋高裁が下した2つの判決は、「保険金は遺族のもの」と「保険金は会社のもの」という、全く相反する内容でした。この二件については、現在、石の砦といわれる最高裁で審理中です。最高裁はいつ判決が出るのか全くわからないところです。

このような密室「審理」を改めさせて、口頭弁論を開くように要請を続けています。

2003年6月、東京と愛知の支援する会が話し合って、団体生命保険裁判支援全国連絡会を結成しました。裁判の意義を全国に広げ、今年の早いうちに個人署名10万筆、団体署名4000筆を目標にしています。

8月には、第13次国連人権要請団に参加し、ジュネーブに代表を送りました。人権委員会の委員や事務局の職員の方々に、団体生命保険関連の資料を渡して説明しました。「遺族の保険金を会社が横取りをしても罰せられない」という日本の実態を知らされて、驚きの表情を示す方と何人も出会いました。

前回、日本政府に対する最終報告書（2001年8月）をまとめた、ドイツのリーデル委員（社会権委員会）が、団体生命保険裁判に関心を示していることを事務局の方に伺うことができたのは大きな成果でした。帰国後は、団体生命保険の資料を整えて委員に送り届ける仕事があります。人権委員会の活動に関心がある会員のみなさん！ご協力をお願いします。

労働者保護のルールを取り払って、力のあるものが自由に弱者を搾取できることを「規制緩和」と称し、強行推進しているのは、先進諸国では日本だけです。

大企業の労働組合が闘わないばかりか、企業のリストラに協力するという異常な姿勢がこれに拍車をかけています。

西ヨーロッパが勝ち取った、人権を中心に据えた社会づくりを、日本で実現していくためにも乗り越えなければならない課題として、団体生命裁判を位置づけてもよいのではと思っています。



ジュネーブを訪ねて

団体生命保険裁判支援全国連絡会代表 近森泰彦

ひとりひとりの幸せが目標

すべての国は、外から犯すことのできない主権を持っている。ところが人権に関しては、「だんだん、圧制のままにさせるわけには行かない」という国際的な合意が広がりつつある。とりわけ、10年前のウィーン会議で、人権についてはその国の政府にすべて任せるのではなく、国連人権委員会が「一人一人が幸せになるように!!」という立場から内政に関与しようという方向に進み始めた。

今、国連が呼びかけている目標は、

- ①政府の意向に左右されない独立した人権擁護機関を組織すること。
- ②政府の責任において人権教育を強めること。にある。

1982年以来20年間日本政府の代表として、ジュネーブに駐在し、人権活動に携わってこられた白石理（おさむ）さんが要請団に語られた。

バクダットでテロの犠牲になったデメロ特別代表（国連人権高等弁務官・在ジュネーブ）が、「人権とは、すべての人の尊厳、平等、安全を確保すること。戦乱の犠牲者、貧困、圧政に苦しむものなど、守られていない人々に奉仕するのが私の仕事だ。」と述べていることを、天声人語（8月2日）は紹介している。

準備がたいへんだ！

私は団体生命保険裁判最高裁の原告と支援する会を代表するかたちで、初めて第13次国連人権要請団に加わった。（正式名は、「団体定期保険」。1998年以降は「総合福祉定期保険」に切り替え）

毎年、春と夏2ヶ月間ジュネーブに滞在して精力的に人権NGO活動をされている、中電人権裁判の元原告塩川さんにレクチャーを受けた。いわく、①世界人権宣言 ②経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約） ③市民的及び社会的権利に関する国際規約（B規約） ④市民的及び社会的権利に関する国際規約についての選択議定書の以上を学んでおくこと。付録は「自分のための辞書」（塩川作の単語集）。規約のどこに該当するのかを考えながら、団体生命保険裁判の要請文（英文）を丸暗記しておくことというお達しであった。小学生の夏休み宿題のようにきびしい。

ひと月がかりで資料（英文含む）を整える作業中であつたので、「弟子」になるのも大変である。要請文の英訳は名古屋第一法律事務所の恒川弁護士と団体生命保険裁判の主任弁護士水野先生の次女紀子さんのご協力を仰ぐこととなった。また、現地参加というかたちで、原告近藤弘子さんの次女、近藤淳子さん夫妻には、マルセーユから駆けつけて頂いた。

あの方に資料を届けなさい！

今回参加して、先達の献身的なNGO活動が、国連の委員や事務担当者の中で、一定の認知がされていることを理解できたことは、本当によかったと思っている。塩川さんと親しい白石さん、チコノフさんからは適切な助言をいただいた。ふさわしい委員を教えて頂けたのだ。これで団体生命保険裁判について、国連人権委員会から日本政府に対して、何らかの形で問いただしをしてもらうための手がかりを得られたと思っている。

人権委員のお一人は、第2回日本政府報告書に対する、2001年8月の「最終見解」を取りまとめたリーデル委員（ドイツ）である。チコノフさんは、「リーデルさんが団体生命保険に関心を示していた。」と教えてくれた。もう一人は、自由権委員会のラーデイ・アザラクティーンさん（女性、セクレタリー）である。

お二人には、10月中旬の委員会が始まるまでに、団体生命保険に関する資料を届けなければならない。

白石さんとチコノフさんとは、翌日、執務室で偶然にも再度お会いすることができた。この日は、塩川さんに同伴して、ロビー活動の「練習」を行うつもりでパレ・ロワイヤルをたずねた。その折事務所を覗いたらおられたのでラッキーだった。人権委員会の本部は、ここから徒歩で30分ぐらいのところ、パレデナシオンにある。レマン湖が望める高台で広大な建築物である。

白石さんは、昨今の保険金殺人の多発に、日本という国の異常性に不安を隠せなかった。又、アメリカの身勝手な武力行動にたいして、国連のほとんどの職員が批判的な考えであると話された。身勝手といえば、アメリカは、国連の分担金を払っていないことである。情けないのはこれに日本政府が追従していることだ。このために部局によっては職員の給料の遅配が起きているらしい。

白石さんの澄んだまなざしは、ずっと先を見ているようで「暴力で人権は守れない」、「人権こそ世界のキーワードだ」という思いが伝わってきた。

NGO活動拠点、ジョンノックス

8月7日はパリで自由行動日となっていたが、私はジュネーブにとどまってロビー活動の見習いをすることにした。朝、パリ行きグループを見送った後ホテルからタクシーで塩川さんの常宿、ジョンノックス（Centre John Knox）にむかった。

長期滞在組の新倉さん（要請団長、青山学院大学教授）、斉藤さん（治安維持法国家賠償）、島袋さん（同左）、そして塩川さんが、自主的に開いている定例朝会に誘われた。情報の交換、行動予定を出し合って調整をされているのに接し、ここまで積み重ねてきた長い時間と蓄積した経験の重さを感じた。

塩川さんから課せられた本日のノルマは、ロビー活動ではなくパレデナシオンで、「一日中委員会を傍聴すること」である。委員会の発言資料の入手方法、資料の見方、イヤホンの操作、委員、NGO、傍聴者の席などすべて教えてもらった。要するに実地教育である。これは前途多難だ。

委員席から横田委員（中央大学教授）が立ち上がったのを目ざとくとらえた塩川さんが、私に合図を送るなり足早に出口に向かった。ロビーに誘導して下さった横田委員は、初対面にもかかわらず「他人の命に保険を掛けることができる



- 11 - 白石氏 近藤氏 塩川氏 松本氏

日本の仕組みはどこかおかしい」と問わず語りに口を開かれた。また、「憲法25条は職場における労働者の安全・健康を含めていると考えるべきであり、自由契約が原則である保険という制度を使って、お金で人権をカバーするという事態が広がれば、国の役割が形骸化する。」などと思いを語ってくれた。団体生命保険裁判のもつ難しいところ、つまり、「人権侵害を引き起こすような保険制度はやめてしまえということにもなりかねない。」というきわどいところがあると指摘して下さった。

ジョンノックスは、創設50周年を記念して大改修工事中であった。完成すれば冷暖房完備の快適な宿舎に変身することになるそう。日本政府報告書の「うそ」を告発するNGOのカウンターレポートを、両委員会（社会権、自由権）の委員に届けて勧告を出してもらおう活動の拠点でもある。

国際人権活動日本委員会が編集した「民の声」(People's Voices From Japan)は、内向き指向に陥って、世界が到達した人権水準に背をむけている日本政府や司法当局を正す大きな声になってジュネーブから伝わってくる。

団体生命保険裁判支援する全国連絡会

八田議員(参議院議員)と懇談

7月12日、八田議員と、住友9争議支援する会・港湾労働者との交流会を、全港湾会館で行いました。

はじめに、内田秘書から八田さんの活躍を3つのポイント①愛知県の要求実現、②女性分野の要求実現、③労働者の要求実現に絞った紹介がありました。

八田さんからは、第106国会で取り上げた長時間サービス労働の実態について話がありました。当日参加した労働者の発言は、全て長時間労働が問題になっています。

(参加者の発言)

- ◇健康問題が深刻、会社の調査によると1993年から2002年にかけての10年間に、健康者が22.8%から5.7%に激減した。リストラで要員は半減、人身事故が多発している(新日鐵、東海)
- ◇長時間労働が野放し状態。トヨタシステムを三菱方式に取り込んで、いっそう細かく締めている。受注生産方式を取り入れた結果、労働者は超多忙になったり閑になったり振り回され、時間外手当が激減した。(三菱自動車、岡崎)
- ◇事故が続く、3年連続で労働安全指導事業所に指定された。監督官の立ち入り調査が頻繁に行われている。熱中症が心配、夏は50度近くなる工場がある。(住友軽金属名古屋製造所)
- ◇日本一の貨物取扱量の名古屋港。まだ十分使える設備を廃止して大型コンテナ埠頭の建設が急ピッチ。自動車関係が主、トヨタが港を支配する事態が予想される。(港湾労働者)
- ◇病棟の看護婦は残業をつけてくれない。いくら働いても手当が出ないようでは希望がもてないと辞めていく人が後を絶たない。1、2年の経験者が大半、ベテランが育たない。(A病院)

各発言が示しているように、どこの職場でも長時間労働が強制されおり、労働者と

その家族を苦しめています。日本共産党は衆議院の議席数が足りないため、法案の提案は参議院でしかできません。八田議員は労働者の権利、とりわけ長時間労働の改善に向けて全力投球中です。11月には解散総選挙となるかもしれない情勢です。我らの代表を再び送り出そう！と締めくくって散会しました。

今年6月愛知県議会では、健康センターも「小中学校教職員安全衛生管理体制」整備と充実に関する請願を提出しましたが、共産党県議がゼロになったため、紹介議院を引き受けてくれる党が無く、請願ゼロの県議会となってしまう、請願はできませんでした。

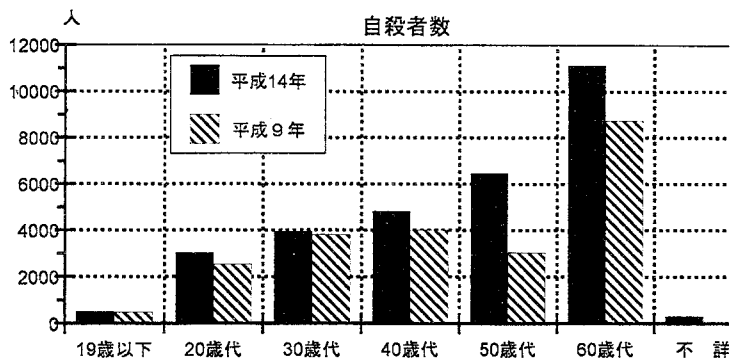
自殺者数（平成14年）32,143人に 5年連続3万人を超す異常！

警察庁は7月、2002年（平成14年）の自殺者数を発表しました。それによると、平成14年に自殺者数は、32,143人（前年比1,101人増）で平成10年以来、5年連続で3万人を越えています。10万人あたりの自殺率は、25.2人となっています。

自殺者数は、平成9年までは2万人台前半で推移してきましたが、長時間労働やリストラ「合理化」が顕著になってきた平成10年以降は、連続して3万人を超えています。

年代別は次のとおりです。

年 齢	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	不 詳
平成14年	502人	3,018人	3,935人	4,813人	6,462人	11,119人	294人
平成9年	469人	2,534人	3,807人	3,999人	3,031人	8,747人	数値無



グラフからわかるように、40歳以上の中高齢者の増加が目立っています。

（東京社医研ニュース「働くものの健康」276号より抜粋）

また、職業別では次のとおりです。

職 業	自営者	管理職	被雇用者	主婦・主夫	無識者	学生・生徒	不 詳
人 数	502人	3,018人	3,935人	4,813人	6,462人	11,119人	294人

自殺者数は失業率と連動していることが判っていますが、無識者の自殺者数は、この5年間で5,000人増加しています。

失業対策、健康障害対策、職場のメンタルヘルス対策が肝要です。

お知らせ

年会誌「いのちと健康・愛知」

学者・医師・弁護士・活動家・会員・過労死家族からの寄稿による年会誌。
執筆者は、40名を超え、内容は豊富です。愛知健康センターの活動が、
凝縮された一冊です。是非あなたの職場に一冊お求め下さい。

頒価 800円

電話：052-883-6966

お知らせ

「秋の健康学校」の日程

好評であった「春の健康学校」。愛知健康センターでは、「秋の健康学校」
を次の日程で開催します。多くの方のご出席下をお待ちしております。

日 程：11月12日、19日、26日、12月3日（いずれも水曜日）

（講師と講座内容については、現在、依頼中です。）

（講師・講座内容について、ご要望があればセンターまでお寄せ下さい。）

場所・時間：労働会館本館 2階会議室 18:30~20:45

当面の日程

9月22日(月)	事務局会議	10:00	センター事務所
24日(水)	労安担当者会議	18:30	愛労連
25日(木)	住軽金9争議事務局会議	18:00	全港湾
26日(金)	アテルイ公演	18:30	金山市民会館
27日(土)	愛知争議団例会	13:30	労働会館
	NPO南部再生センター総会	15:00	レインボーセンター
10月2日(木)	13期第1回理事会	18:30	労働会館
3日(金)	東海北陸ブロック会議	10:00	愛労連
4日(土)	愛知労問研総会と戸木田講演	10:00	労働会館
6日(月)	事務局会議	10:00	センター事務所
12日(日)	道路問題全国交流集会	13:00	県勤労会館ホール
14日(火)	泰中地労委	9:30	県庁地労委
20日(月)	事務局会議	10:00	健康センター
	金丸支援事務局	18:30	健康センター
28日(火)	衆議院選挙告示(予定)		
11月4日(月)	事務局会議	10:00	健康センター
9日(日)	衆議院選挙投票日(予定)		